

令和 年度 優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦品募集要領

1 目的

優良ふるさと食品中央コンクールへの推薦要領第2による募集に係る事項を定める。

2 募集期間

令和7年7月23日（水）から同年8月8日（金）（必着）まで。

3 募集方法

(1) (2) の提出物をメール添付もしくは郵送で事務局に提出する。

(2) 提出物

ア 申請書（様式1）

イ 調査票（様式2）

ウ PR資料（様式3）

エ その他補足資料（企業の概要、パンフレット等）

オ 審査用商品及び試食品（応募の段階では提出不要。審査に必要な商品及び試食品の送付については、別途連絡する。）

4 申請要件等

(1) 申請品目

ア 申請時に「かながわブランド使用品マーク」を使用承認済み或いは、申請時に使用申請をすること。

※かながわブランド使用品とは、かながわブランド品を使用した農林水産物の加工品またはメニュー。

イ 過去に一般財団法人食品産業センター主催の「優良ふるさと食品中央コンクール」農林水産大臣賞を受賞していないものであること。

ウ 過去3年以内に製品化し、販売された加工食品であること。

エ 過去2カ年に亘り、継続して一般財団法人食品産業センター主催の「優良ふるさと食品中央コンクール」に表彰された品目を製造した事業者に係るものでないこと。

オ 法令等の違反行為の有無、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務履行及び食品表示については「調査票（様式2）」に記入し、提出すること。なお、食品表示については、申請する際に行政機関等に確認のうえ申請すること。

カ 過去に、企業として重大な指導や改善命令等を監督官庁より受けたことがある場合は（食中毒を起こした等）、審査対象としない。

キ 審査会では、法令に適正に準拠した製造がなされているかということも重要な審査

基準となるため、推薦品目については、食品表示法、JAS 法、健康増進法、計量法、容器包装リサイクル法等の関係諸法規に照らし正しく表示されているかを検討・確認の上、申請されたい。

(2) 申請者

ア 食品製造業を営む者

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく中小企業等協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合、商工組合、もしくは商工組合連合会または水産業協同組合法（昭和 23 年法律 242 号）に基づく水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であって、食品の製造・加工等に関する事業を行うもの

ウ 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき設立された組合

エ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき設立された組合

オ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人もしくは一般財団法人

(3) 部門別要件

ア 新技術開発部門

県産品(※)を使用した食品の製造・加工に関する新技術の開発もしくは、実用化を行ったもの。

※独自の技術であり、技術が公表できるもの。

イ 新製品開発部門

県産品を使用した新製品(※)の開発を行い製造・加工を行ったもの。

※従来の製品をリニューアルしたもの。他社製品とコラボレーションしたもの、共同開発したもの。

ウ 県産品利用部門

製造・加工を通じて、県産農産物、県産畜産物、県産水産物や県産林産物の原料調達等で地域の発展・活性化に功績のあったもの。

5 事務局

事務局は、かながわブランド振興協議会事務局（神奈川県環境農政局農水産部農政課ブランド推進グループ）内に置く。

6 その他

その他、審査や推薦に関して必要な事項は、別に定める。